

面会室整備支援事業 申請者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課

令和4年度面会室整備支援事業の一部事業について

平素より、本県の高齢者福祉行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

面会室設備整備経費支援事業補助金については、多くの事業所・施設の皆様から申請を頂いており、審査を進めているところですが、このたび下記の通り簡易陰圧装置の設置について整理を行いましたので、適切に事業を実施して頂きますようお願いいたします。

なお、補助対象経費に簡易陰圧装置の設置費用を含まない場合は、ご対応の必要はありません。

記

- ・簡易陰圧装置について、「陰圧」となることを示すものがなく、補助の目的を達成できているか確認できない事例があった。
- ・上記を受け、島根県では本事業で簡易陰圧装置の設置を行う場合、「陰圧」となっていること（面会室の外部と比較して気圧が低いこと等）を示すよう求めることとする。
- ・気圧差については、CDCのガイドラインで推奨されている「2.5Pa」を目安とする。
- ・差圧については、差圧計を用いて定期的に測定するなど、事業所で適切に管理すること。
- ・実績報告においては、現地で面会室が「陰圧」となっていることを指し示す資料を提出すること。

(任意様式)

《参考》実績報告書の提出先、問い合わせ先

住所： 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課あて

メール： kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp

以上

<担当>

島根県健康福祉部高齢者福祉課 永田

メール： kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp